

平成17年10月19日

豊橋市長 早川 勝 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて（答申第1号）

平成17年7月19日付け17豊行第229号にて諮問のあった案件について、次のとおり答申する。

なお、類型として答申した事務については、当該類型に該当する新たな事務が発生した場合であっても再度の諮問を要しないものとするが、類型への該当性の判断は各実施機関において厳格に行うものとし、判断しがたい案件は、本審議会に意見を聴くなど慎重に対応するよう要請する。

1 類型的事務について

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づかずに本人以外から個人情報を取得する事務（豊橋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第4条第2項関係）

類型番号	類 型	例外的取扱いを認める理由
1-1	（団体等に対する指導及び補助金等の交付） 団体若しくは事業を営む個人に対して指導及び補助金等の交付を行うに当たり、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から取得する場合	団体等に対する指導及び補助金等の交付に際して、指導及び補助金等交付の根拠となる当該団体等の職員、施設入所者等に関する個人情報を当該団体等から取得することは、当該事務を効率的かつ円滑に実施するために必要である。

1-2	(申請届出等) 各種の申請届出等に伴い申請者、届出者等以外の者に関する個人情報を取得する場合	各種の申請届出等を伴う事務のうち、当該事務の性質上、申請者、届出者等以外の個人情報の取得が必要なものがあり、当該事務を公正かつ円滑に実施する上で、申請者、届出者等に対し他の者に関する個人情報の提出を求める必要がある。
1-3	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情その他の本人の自由な意思を契機として本人以外の者に関する個人情報を取得することとなる場合	相談、要望、陳情、意見、苦情等における情報は、相談者等の自由な意思を契機として取得されるものであり、当該相談等に適切に対応するために、事務の目的の範囲内で個人情報を取得する必要がある。
1-4	(診察等) 病院、保健所等の機関において、本人に対する診察、疾病の予防等を行うに当たり、本人の家族、主治医等から本人に関する個人情報を取得する場合	患者、受診者等に対する的確な治療、予防等を行うため、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等の本人以外の者から取得する必要がある。
1-5	(委託契約) 委託契約締結に当たって、その委託先から従業員等に関する個人情報を取得する場合	契約内容によっては、適正かつ円滑な施行を確保するため委託先の従業員の氏名等を当該委託先から取得することが必要である。

(2) 法令等に基づかずにセンシティブ情報（思想、信条、信教その他社会的差別の原因となる事項に関する個人情報）を取得する事務（条例第4条第3項関係）

類型番号	類 型	取得するセンシティブ情報及び例外的取扱いを認める理由
2-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において選考対象者、候補者の犯罪歴に関する個人情報を取得する場合	・ 犯罪歴 栄典、表彰等を行う場合、社会通念上市民等の感情に配慮するため、選考対象者等の犯罪歴を確認する必要がある。
2-2	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の自由な意思を契機として思想、信条等に関する個人情報を取得する場合	・ 思想、信条、信教、社会的差別の原因となる事項 相談、要望、陳情、意見、苦情等における情報は、相談者等の自由な意思を契機として取得されるものであり、当該相談等に適切に対応するために、事務の目的の範囲内でセンシティブ情報を取得する必要がある。

2-3	(診察等) 病院、保健所等の機関において、診察、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の思想、信条、信教に関する個人情報を取得する場合	・思想、信条、信教 患者、受診者等の意思に沿った的確な治療、予防等を行うため、患者、受診者等の思想、信条、信教に関する情報を取得する必要がある。
2-4	(議員等対応) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条等に関する個人情報を取得する場合	・思想、信条 議会对応の中で、事務の目的の範囲内で議員等の所属政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得する必要がある。
2-5	(作文等募集) 作文等のコンクールや試験等において個人の自由な意思に基づき、思想、信条等に関する個人情報が提供され、取得することとなる場合	・思想、信条、信教、社会的差別の原因となる事項 作文等のコンクールや試験等において作成される作文、論文等の中に、個人の自由な意思に基づき、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合がある。

(3) 法令等に基づかずに利用目的以外の目的で個人情報を提供する事務（条例第9条関係）

類型番号	類 型	例外的取扱いを認める理由
3-1	(慣行公表) 豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号ただし書アに該当する情報で、慣行として公にされ又は公にされることが予定される個人情報を提供する場合	慣行として公にされ又は公にされる予定の個人情報は、情報提供する必要があり、また、一般に外部に提供しても当該個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

2 個別的事務について

番号	事業名・個人情報取扱いの概要	例外的取扱いを認める理由
1	<p>< 献血協力者感謝状贈呈 > (福祉保健課) 愛知県豊橋赤十字血液センターから一定回数以上の献血協力者の個人情報(住所、氏名等)を取得する。</p>	<p>今後の献血の協力を得るために、感謝状を贈呈するが、愛知県豊橋赤十字血液センターからしか取得の方法がないと認められる。</p>
2	<p>< 長寿祝金支給事業 > (高齢福祉医療課) 民生委員に、その年数え80歳・88歳になる者の住所、氏名等の個人情報(住民基本台帳データ)を提供する。</p>	<p>長寿祝金の支給を民生委員に依頼し事務の効率化を図る必要がある。</p>
3	<p>< 敬老事業 > (高齢福祉医療課) 住民基本台帳データより数え100歳以上になる者の氏名、町名及び年齢を取得し、長寿者番付を作成し、番付掲載者に配布する。</p>	<p>長寿者番付を配布することは敬老事業として有用であり、事務の必要性が認められる。</p>
4	<p>< 身体障害者生活支援事業 > (障害福祉課) 家族、サービス事業者等から支援を受ける身体障害者の生活状況、障害状況に係る個人情報を取得する。</p>	<p>身体障害者に対するより適切な支援の実施のため、本人以外の者の意見を聴く必要がある。</p>
5	<p>< 知的障害者生活支援事業 > (障害福祉課) 家族、サービス事業者等から支援を受ける知的障害者の生活状況、障害状況に係る個人情報を取得する。</p>	<p>知的障害者に対するより適切な支援の実施のため、本人以外の者の意見を聴く必要がある。</p>
6	<p>< 農地転用に伴う通知事務 > (農業委員会) 農林水産事務次官通知により土地改良区に農地法の転用届出をした土地の所在、転用した者、土地所有者等の情報を提供する。</p>	<p>土地改良区に農地転用した土地に係る情報を提供しなければ、土地改良区は決済事務を行うことができないと認められる。</p>